

業 務 瓦 版

2024年 9月14日

第 41 号

J R 東海 労新幹線地本
業 務 部

運輸所における「労働条件改善」 を求めて団体交渉を申し入れました！

2024年9月2日、新幹線地本は職場の声をもとに「運輸所の労働条件・職場環境改善」を求めて団体交渉の申し入れ（幹地申第6号）を行いました。
申し入れ内容は以下の通りです。

J R 東海 労幹地申第 6 号

2024年 9月 2日

東京第一・第二運輸所における「労働条件改善」に関する申し入れ

J R 東海 労新幹線地本は、各分会の定期大会等で出された組合員の声を基に、山積する職場の諸問題を集約しその解決を目指して取り組むこととした。

よって、職場諸問題を解決し、労働条件の改善と安全で働きがいのある職場環境をつくるために以下の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。なお、回答は文書で行うこと。

記

I. 労働・安全等に関する事項

1. 運転士の体調異常に対応するため、運転免許を持った車掌を 1 人以上乗せること。または、パーサーを当初通り（ワゴン担当と兼務させず）全列車 2 名乗務とすること。
2. 運行中の安全確保および異常時の迅速対応を考慮して、車掌を 3 人乗務にすること。
3. 運転士と車掌はクルーとして乗務を指定しているが、運転士は車掌とは別に車両の入出庫を行っている。同一クルーとして泊地を同じにすること。
4. 専任社員については本人の希望を尊重し、運転士または車掌のどちらか一方の業務のみ担当させること。
5. 専任社員用の行路を作成し乗務させること。
6. A B 回しでエンド交換する場合は 12 分以上を確保すること。
7. 運転士の出先地での休養時間が少ないので十分な時間を確保すること。

8. 大井派出当直による運転整備確認はやめること。
9. 制服の着替え時間を労働時間にすること。
10. 規程類の訂正は業務であるため、訓練時間の中で行うこと。また、時間が確保できない場合は、訂正に要した時間を2項超勤とすること。
11. 車内搭載の時刻表は車掌が乗り込む乗務員室に搭載すること。
12. 新幹線の全駅ホームに可動柵を設置すること。
13. 停止位置目標が見つらい箇所（名古屋駅電留4番線など）があるので早急に点検し改善すること。
14. 名古屋車両所・三島車両所・東京第一車両所の電留線の安全通路と昇降台付近の雑草を定期的に刈り取ること。
15. 社員証利用のすべての出入り口のカードリーダーは、社員証の紛失と破損防止のため非接触型にすること。
16. 東京駅折り返し清掃列車における座席汚損の交換作業はSMTが行うこと。

Ⅱ. 勤務等に関する事項

1. 申請された年休は全て発給すること。また、そのために適正な要員を確保・配置すること。
2. 乗務員の予備月が年間8ヶ月あり生活設計にも大きな影響を受けている。従って予備月の休日は前月の10日に発表すること。
3. アルコール検査は、1分を労働時間とすること。
4. 出先点呼時のアルコール検査は、食事時間に鑑み出場点呼30分前からアルコール検査ができるようにすること。
5. 自然災害等で列車遅延が発生しその影響により、日勤行路途中において休憩時間が取れなかった場合、退出点呼前に休憩時間を設定している。この場合、退出する時刻がその分遅くなるのであり、自宅に帰りつく時間も当然遅くなる。この取り扱いは休憩時間の本来の意義を果たしておらず、労働基準法違反を指摘されないための取り扱いでしかない。このような取り扱いはやめ、労働基準法の趣旨に合致した取り扱いとすること。

Ⅲ. 制服等に関する事項

1. 制服のクリーニングは、回数に制限を設けないこと。また受付から受け取りまでの期間を短くすること。

Ⅳ. 職場環境等に関する事項

1. 乗泊寝室のシーツと掛布団カバーのセットは、会社が行うこと。

2. 各乗泊に用意されている浴衣が色褪せて古くなったものがあるので交換すること。また浴衣のサイズ別(大・中・小)がわかるようにすること。
3. 各乗泊のスリッパ、枕を定期的に交換すること。
4. 各乗泊の寝室に布団や毛布、小物、C P A Pの機器を置ける台を設置すること。
5. 自所持機室の椅子を他所と同様に、体の負担を考慮しソファシートに変更すること。
6. 食事時間として、実質最低40分を確保した乗務行路とすること。
7. 東京第二運輸所の風呂場の洗い場を増やすこと。
8. 三島車両所の男性用浴室に下駄箱(スリッパ置き場)を設置すること。
9. 名古屋駅乗務員詰所の全てのテレビの映りを良くし、災害時の情報収集に活用できるようにすること。
10. 大阪の運輸所入口には警備員が配置されているため、社員証をカードリーダーに通すことをやめること。
11. 各運輸所・車両所に冷水器を設置すること。
12. 全職場の自販機の商品価格を安くすること、ならびに商品の内容を充実すること。

V. その他の事項

1. C P A P使用の基準を月70%にすること。また、業務のために使用しているためC P A P使用費用(約5,000円)は会社負担とすること。
2. C P A P使用者は年に一回産業医面談を受けている。事前にC P A P使用状況の履歴(医師が発行する書面)を提出することで面談はやめること。また、C P A P産業医面談について産業医は「面談は制度である」としている。制度というからには、面談の時間は労働時間とすること。

VI. 感染予防対策に関する事項

1. 各乗泊寝室に感染症対策のため空気清浄機を設置すること。
2. 浜松運輸区乗泊の浴衣の帯は寝室にあり使い回しである。毎回洗濯すること。

以 上

*** 私たちJR東海労新幹線地本は、安全で安心して働きやすい労働条件及び職場環境の改善に向けて、今後も会社に申し入れを行い問題解決に向け協議していきます。**